

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第17号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第17号）

災害救助法の一部改正により、救助の種類に福祉サービスの提供が追加され、同法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定める内閣府告示において、福祉サービスの提供に係る救助の程度、方法及び期間が定められたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第17号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令第5条第2項の実費弁償請求書の様式は、様式第12号の2のとおりとする。

別表第1 避難所の供与の項3中「高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別の配慮を必要とするものに供与する施設」を「法第2条第2項の規定に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる避難所であって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項4中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表被災者の救出の項の次に次のように加える。

<p>福祉サービスの提供</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。</li> <li>2 福祉サービスの提供は、知事又は市町長（法第11条に規定する災害発生市町村等の長に限る。）の要請を受けて行うものとする。</li> <li>3 福祉サービスの提供は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時要配慮者に関する情報の把握</li> <li>(2) 災害時要配慮者からの相談対応</li> <li>(3) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</li> <li>(4) 災害時要配慮者の避難所への誘導</li> <li>(5) 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定に基づき設置する場合を除く。）</li> </ol> </li> <li>4 福祉サービスの提供のために支出する費用の範囲は、3(1)から(4)までに掲げる事項にあつては消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、3(5)の事項にあつては消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。</li> <li>5 福祉サービスの提供を行う期間は、災害の発生の日から7日以内とする。</li> </ol>
------------------	--

別表第1救助のための輸送の項1(2)中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同項1(6)を同項1(7)とし、同項1(5)の次に次のように加える。

(6) 福祉サービスの提供

別表第1救助のための輸送の項3中「1(1)から(6)まで」を「1(1)から(7)まで」に改め、同表救助のための賃金職員等の雇用の項1(2)中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同項1(6)を同項1(7)とし、同項1(5)の次に次のように加える。

(6) 福祉サービスの提供

別表第1救助のための賃金職員等の雇用の項3中「1(1)から(6)まで」を「1(1)から(7)まで」に改める。  
別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

1 法第7条第5項の規定による救助業務従事者に対する実費弁償

救助業務従事者の区分	実費弁償の程度		
	日当	超過勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第5号までに掲げる者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第22条の規定の例により算定した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定の例により算定した額
政令第4条第6号から第11号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内		

2 法第8条第4項の規定による救助業務協力者に対する実費弁償

救助業務協力者の区分	実費弁償の程度
災害対策基本法第23条第7項に規定する登録被災者援護協力団体	救助の種類ごとに、別表第1に定めるところによる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第18条、第19条関係）

救助の種類	書類名
避難所の供与	避難所設置及び避難生活状況
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅台帳
炊き出しその他による食品の給与	炊き出し給与状況
飲料水の供給	飲料水の供給簿
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品の給与状況
医療	救護班活動状況 病院診療所医療実施状況
助産	助産台帳
被災者の救出	被災者救出状況記録簿
福祉サービスの提供	福祉チームの活動状況 福祉避難所の設置状況
被災した住宅の応急修理	住宅応急修理記録簿

生業に必要な資金の貸与	生業資金貸付台帳
学用品の給与	学用品の給与状況
埋葬	埋葬台帳
死体の処理	死体処理台帳
障害物の除去	障害物除去の状況
救助のための輸送	輸送記録簿
救助のための賃金職員等の雇用	賃金職員雇上台帳

様式第12号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第12条関係）

実費弁償請求書

請求額 円  
内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求する。

年 月 日  
兵庫県知事 様

主たる事務所の所在地

.....  
ふりがな  
団体の名称 .....

ふりがな  
代表者の氏名 .....

電話 (.....) .....

電子メール .....

記

- 1 協力した業務
- 2 協力した期間
- 3 協力した場所

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第18条関係）

災害救助費繰替支弁金請求書

金 円

ただし、 年 月 日発生した による災害救助繰替支弁金

種 目 別 区 分		実 支 出 額			算定基準による算定額			備 考
		員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救助業務に要した経費								
1 救助費								
(1) 災害が発生するおそれがある場合における避難所設置費	避難所	延人			延人			
	福祉避難所	延人			延人			
	ホテル・旅館等	延人			延人			
	その他（ ）	延人			延人			
	計	延人			延人			
(2) 避難所設置費	避難所	延人			延人			
	福祉避難所	延人			延人			
	ホテル・旅館等	延人			延人			
	その他（ ）	延人			延人			
	計	延人			延人			
(3) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	世帯			世帯			
	賃貸型応急住宅	世帯			世帯			
	応急修理期間中の仮設住宅の使用	世帯			世帯			
	計	世帯			世帯			
(4) 炊き出しその他による食品給与費		延人			延人			
(5) 飲料水供給費		延人			延人			
(6) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与費	全焼、全壊又は流失	世帯			世帯			
	半焼、半壊又は床上浸水	世帯			世帯			
	計	世帯			世帯			
(7) 医療及び助産	医療	延人			延人			
	助産	延人			延人			
	計	延人			延人			
(8) 被災者の救出費		人			人			

(9) 福祉サービスの提供費			延人				延人			
(10) 住宅の被害拡大を防止するための緊急の修理費	自ら又はボランティアによる施工		世帯				世帯			
	建設団体企業等による施工		世帯				世帯			
	計		世帯				世帯			
(11) 日常生活に必要な最小限度部分の修理費	半焼又は半壊以上		世帯				世帯			
	準半壊		世帯				世帯			
	計		世帯				世帯			
(12) 生業に必要な資金の貸与費			世帯				世帯			
(13) 学用品の給与	小学校児童	教科書	人				人			
		文房具等	人				人			
	中学校生徒	教科書	人				人			
		文房具等	人				人			
	高等学校等生徒	教科書	人				人			
		文房具等	人				人			
(14) 埋葬費	大人		体				体			
	小人		体				体			
	計		体				体			
(15) 死体の搜索費			体				体			
(16) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等の処置		体				体			
	一時保存		体				体			
	検案		体				体			
	計		体				体			
(17) 障害物の除去費			世帯				世帯			
(18) 災害が発生するおそれがある場合における輸送費										

(19) 輸送費							
(20) 災害が発生するおそれがある場合における賃金職員等雇上費	人			人			
(21) 賃金職員等雇上費	人			人			
2 実費弁償	人			人			
3 扶助金	件			件			
4 損失補償	件			件			
5 法第19条の補償							
II 救助事務に要した経費							
1 県事務費							
2 市町事務費							
3 法第20条第1項の求償に係る事務費							
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費							
合計							

上記のとおり請求する。

年 月 日

兵庫県知事 様

市町長

- 注 1 繰替支弁金請求額は、算定合計額を掲げること。  
 2 内訳の欄は、該当する種目だけ掲げること。  
 3 この請求書には、実施した救助の種類に応じて作成した災害救助に関する手続等を定める規則別表第3に掲げる書類及び支払証拠書類の写しを添付すること。  
 4 算定基準による算定額欄の金額は、災害救助に関する手続等を定める規則別表第1に定めるところにより算定した額とし、その額は、常に実支出額欄の金額以下の額となるものであること。  
 5 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準の内容が算定基準による算定額となるものであること。

様式第19号から様式第39号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、令和7年7月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。